

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和2年3月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※1に基づいて「基本手当日額」※2を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和2年3月1日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29歳以下	13,630	13,630	6,815	6,815 (+0)
30～44歳	15,140	15,140	7,570	7,570 (+0)
45～59歳	16,670	16,660	8,335	8,330 (-5)
60～64歳	15,890	15,890	7,150	7,150 (+0)

【例】

59歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(16,660円)が適用されますので、令和2年3月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、8,330円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,500	2,500	2,000	2,000 (+0)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,000円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 12,330 円以下	80%～50%	4,008 円～6,165 円 (※2)
12,330 円超 13,630 円以下	50%	6,165 円～6,815 円
13,630 円(上限額)超	—	6,815 円(上限額)
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 12,330 円以下	80%～50%	4,008 円～6,165 円 (※2)
12,330 円超 15,140 円以下	50%	6,165 円～7,570 円
15,140 円(上限額)超	—	7,570 円(上限額)
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 12,330 円以下	80%～50%	4,008 円～6,165 円 (※2)
12,330 円超 16,660 円以下	50%	6,165 円～8,330 円
16,660 円(上限額)超	—	8,330 円(上限額)
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
2,500 円以上 5,010 円未満	80%	2,000 円～4,007 円
5,010 円以上 11,090 円以下	80%～45%	4,008 円～4,990 円 (※3)
11,090 円超 15,890 円以下	45%	4,990 円～7,150 円
15,890 円(上限額)超	—	7,150 円(上限額)

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 5,010) / 7,320 \} w$

※3 $y = 0.8w - 0.35 \{ (w - 5,010) / 6,080 \} w$, $y = 0.05w + 4,436$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額については、下表の通りになります。

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	6,165	6,165 (+0)
60～64 歳	4,990	4,990 (+0)

◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,849	1,849 (+0)
60～64 歳	1,497	1,497 (+0)